

## 地域医療構想

### 公立病院の強引な統廃合路線を政府が軌道修正

## 山本県議「医療提供体制の確保を」

### 「コロナ影響踏まえた構想の見直しを提起」

総務省は「公立病院経営強化ガイドライン」を地方自治体に通知しました（3月29日）。新たなガイドラインでは、従来強調されてきた「統廃合」の言葉が影を潜め、「経営強化」に重点が移されています。

4月26日に開催された県議会の厚生常任委員会において、山本のぶひろ県議は、熊本県の地域医療構想について発言しました。

山本県議は、構想には

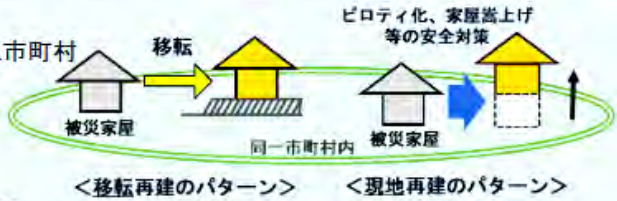
の重要性が改めて認識された」、「各自自治体において、地域に必要な病院を存続させることができるよう支援する」と表明しています。

将来の必要病床数が示されているが、これはコロナ感染症の拡大以前に算定された、将来的に医療需要が減少するという前提をもとにしたもので、コロナ感染拡大による病床ひっ迫という事態を踏まえた見直しが必要ではないか、と提起しました。

政府が「公立病院の統廃合・病床削減ありき」の方針から軸足を移すことになった背景には、全国各地から上がっていた不安の声があります。全国市長会や全国知事会からも、「コロナ感染症の対応で、公立病院は強力な役割を發揮した」、「公立病院がなくなってしまうと、大変な地域の問題になる」、「急性期の病床を削減するということではなく、感染拡大の時は感染症病床へ転用できるよう、一定程度の余力を持つ

## 令和2年7月豪雨災害からの住宅再建

## 洪水水位以上のかさ上げ支援を



熊本県は令和2年7月豪雨で被災した家屋の再建のための支援制度を創設しました（上図）。

日本共産党が実施した被災者への聞き取り調査において、家屋再建のための個人負担が大きなネックになっていることが明らかになっていいます。それだけに、再建支援のための制度が積極的に活用されるよう、被災市町村や被災者に周知徹底をはかることが求められます。

重要なことは、嵩上げの高さを、ダム完成を前提とするのではなく、令和2年7月豪雨の際の洪水水位以上にかさ上げをする分について、個人負担とならぬよう支援することではないでしょうか。

つ考え方も必要だ」などの意見が出されています。新ガイドラインを踏まえ、国は不採算地区の公立病院を維持・存続させるための財政措置を強化しています。ただ、一方で統廃合の対象として名指ししたリストの撤回はしようとしません。

「県地域医療構想」の調整会議が6月2日に開催されました。国が再編・統合を促した県内6か所の病院について、必要病床数を本年度中に取りまとめることで合意した、とされています。病床数の削減ありきではなく、拡充に切り替えることこそ、いま必要です。

国や県は「ダムができれば洪水水位は下がる、それまでは早めの避難を」と言いますが、「前回と同じような雨が降っても浸水しない高さまでかさ上げしたい」との思いは当然です。

## 県が創設した住まい再建支援事業（県ホームページから）

### <事業概要>

#### 新 (1) 木造仮設住宅利活用等支援事業

木造応急仮設住宅、集会所及び談話室を、被災者のすまいの再建及び創造的復興に資する施設として利活用する際に必要な工事費等の経費を支援

- 負担割合 設計及び工事監理費、工事費 県10/10  
・土地購入費、その他敷地整備費等 県1/2 市町村1/2
- 事業主体 市町村又は自治会等
- 事業期間 令和4年度～

#### 新 (2) すまいの安全確保支援事業

球磨川水系流域治水プロジェクトの完了等を見据え、令和2年7月豪雨による災害からの生活の再建並びに市街地及び集落の復興の推進を図るため、災害リスクの低い場所への移転やビロティ化等を行う住民に対し費用を助成する市町村を支援

- 負担割合 県2/3 市町村1/3
- 県上限額 2百万円
- 事業主体 県の復興・復興プラン対象市町村  
(球磨川流域12市町村及び津奈木町)
- 事業期間 令和2年7月4日～

#### 新 (3) 応急仮設住宅移転等費用支援事業

借上型仮設住宅の貸主不同意の場合など自己都合ではない転居費用等の軽減を図るために要する費用を支援

- 負担割合 県10/10(上限額:100千円)
- 事業主体 市町村
- 事業期間 令和4年度～

## 無料法律相談会のお知らせ

日時 6月20日(月) 13時30分から  
7月25日(金) 13時30分から

場所 山本のぶひろ生活相談所  
(中央区渡鹿5丁目19-7)

弁護士 久保田紗和さん(熊本中央法律事務所)

事前の予約が必要です。お問合せは362-5181まで。

深刻な  
物価高騰

臨時交付金の活用で  
暮らしと営業守る手立てを

学校給食費補助や飼料、資材、  
燃料代補助の制度創設を

物価の高騰が暮らしと営業に深刻な影響を与えています。

国からの「地方創生臨時交付金」は、高騰している資材や飼料、燃料代により困窮している建設事業者や農家への支援、あるいは学校給食費の補助に活用することができません。ただ、県も市町村も、交付金の活用の具体化はこれからです。熊本県では、前年度交付

された限度額の73%（60億円余）を今年度に繰り越しました。さらに、4月28日に政府が示した今年度の熊本県の限度額は77億4千8百万円余となっています。

他県でも、交付金を活用した緊急支援策の具体化が始まっています。島根県では、飼料代の高騰分を県と農協、市町村が協力して補てんし、生産者の負担を抑える制度を創設。県立養護学校の食材費高騰分も県が補てんします。福岡県では、県立学校と市立の

小中学校や幼稚園、保育園などを対象に、食材費の高騰分を補てんする方針を固めました。

文部科学省は4月5日、県や指定都市の教育委員会に、臨時交付金の活用を検討するよう呼びかける事務連絡を出しました。そこでは、「食材費等が高騰する中であって、地方公共団体の判断により、高騰する食材費の増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく、学校給食の円滑な実施」、「食材の調達については地場産物、国産物等を積極的に使用すること」など指摘しています。

熊本県も、新たな物価高騰対策の取り組みを、今6月議会に追加提案する予定です。

# 6月議会に提案された補正予算の主な内容

(暮らしや営業への直接的な支援関係のものを抜粋)

## 生活困窮者に対する自立支援金の給付

緊急小口及び総合支援資金の貸付けを終了した世帯等で、要件(①)を満たす世帯に対し、月最大10万円の自立支援金を最長6カ月間支給します。

(①) = 世帯の月収入が本県目安で単身世

帯11.1万円、2人世帯15.5万円、3人世帯18.3万円以下であること。預貯金が月収入の6倍以下、かつ100万円を超えないこと、求職活動をおこなうこと等。

## 中小企業等の資金繰り支援

日本政策金融公庫や商工組合中央金庫、民間金融機関の資本性劣後ローンを活用する中小企業に対し、一社あたり500万円を

上限とし、5年分の利子相当額を補助します(補助対象者は現在検討中)。

## 子育て家庭を支援するための市町村の体制整備

児童虐待の未然防止・早期対応や不安を抱える子育て家庭等に対し、相談機能の強化や訪問による家事・育児支援、学習支援

等をおこなう居場所づくり支援に取り組む市町村への助成をおこないます。

## 中小企業等がおこなう、ワクチンの職域接種の支援

迅速かつ円滑なワクチンの追加接種(3回目接種)をおこなうため、職域接種に要

する経費のうち、中小企業等が負担する費用を補助します。

(詳細は県のホームページでも見るができます。)